

地域清掃 の ごみ回収

羽島市では、市内の道路、公園その他の公共の場所における市民による自主的な地域清掃活動で集めたごみを回収します。

1

清掃実施日の7日前までに環境事業課に申請

2

「地域清掃シール」を受け取る

3

清掃後、ごみ袋に
「地域清掃シール」を貼り、指定場所へ

4

ごみ袋を回収



必ず
事前に
申請を



対象者 自治会、学校、企業等の団体

対象場所 市内の道路、公園その他の公共の場所
(神社や墓地などは対象外)

注意事項

- ①ごみは分別し、品目ごとに地域清掃シールを貼ってください。
 - ・可燃ごみ、不燃ごみは透明な袋に、その他のごみは指定袋に入れてください。
- ②収集場所は、3か所までです。
- ③粗大ごみは、回収しません。
- ④申請期限を過ぎたものは、原則、受け付けません。

対象外となる活動・宣伝につながる活動の場合。・営利を目的とした活動の場合。

・特定の者のために行う活動の場合。など

問い合わせ先：羽島市役所環境事業課 058-392-1111(内線 2192)